

北海道小樽高等支援学校

部・同好会、外局活動の方針

北海道小樽高等支援学校

(平成 31 年 3 月作成)
(令和 5 年 4 月改訂)

方針策定の趣旨など

- 本校は、学校教育目標などを踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道小樽高等支援学校 部活動の方針」（以下、「本方針」という。）を策定することとした。（なお、本方針では、部活動の他、同好会、外局活動も本方針適用の対象とし、「部活動等」に同好会、外局活動を含むものとする。）
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動等は、スポーツや文化、科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- 学校教育の一環として行われる部活動等は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒同士などとの好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- 部活動等を実施する上では、生徒の学校生活などへの影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動等だけではなく、多様の人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮する必要がある。また、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動等の指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動等が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- 本方針は、本校における部活動等が、学校、地域、競技種目、分野などに応じた多様な形で最適に行われることを目指す。
- 部活動等は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動等への参加を義務付けたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

（１）設置する部活動等活動及び運営に係る会議

ア 部活動

（ア）バスケットボール部（男子・女子） （イ）サッカー部

イ 同好会活動

（ア）バドミントン同好会 （イ）卓球同好会 （ウ）陸上マラソン同好会 （エ）音楽同好会
（オ）美術同好会 （カ）ボランティア同好会

ウ 外局活動

（ア）図書局 （イ）放送局

エ 部活動等の運営に係る会議

（ア）部・同好会、外局顧問会議（以下、「顧問会議」という。）

（２）「部活動等に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・ 校内に「部活動等に係る相談・要望の窓口」を設置する。
- ・ 連絡先：〒047-0261 小樽市銭函1丁目10番1号
TEL 0134-61-3400 FAX 0134-61-3430
e-mail otarukoushi-z0@hokkaido-c.ed.jp
- ・ 担当：教頭

(3) 年間の活動計画指導・運営に係る体制の構築

- ア 各部活動等の責任者（以下、「部活動等顧問」という。）は、以下を作成し校長に提出する。
- （ア）年間の活動計画（活動方針、活動日、休養日及び大会、練習試合、発表会等対外的な活動全般（以下、「大会等」という。）参加日程等）
 - （イ）毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日、大会等参加日程）
- イ 部活動等顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時刻を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ウ 校長は、上記の各部活動等の（ア）、（イ）をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているかなどの観点から、必要に応じて指導を行う。
- エ 校長は、部活動等顧問に対し、当該顧問が上記の各部活動等の（ア）、（イ）及び大会等出場に要する経費などに係る資料を配付するなどして、生徒・保護者の理解を得るよう指導するとともに、部活動等顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないようにする。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の人数を踏まえ、指導内容の充実（部活動等顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消などの観点から円滑に持続可能な部活動等を実施できるよう、適正な数の部活動等を設置する。
- イ 校長は、部活動等顧問の決定にあたって、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分配慮する。
- ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動等の運営に努めるとともに、部活動等を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況等の交流をする、顧問会議を必要に応じて設ける。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

校長及び部活動等顧問は、部活動等の実施にあたって、体調の変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策など）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動系部活動・同好会における適切な指導の実施

校長は、運動系部活動等顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また運動系部活動等顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- ア スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- イ 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上にはつながらないことを正しく理解すること。
- ウ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- エ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上など、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性などを踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより、休養を適切に取りつつ、効果的な指導を行うこと。
- オ 専門的知見を有する、保健体育担当の教師や養護教諭などと連携・協力し、発達の個人差や、成長期における心と体の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化系部活動・同好会における適切な指導の実施

校長は、文化系部活動等顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また文化系部活動等顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- ア 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること

と。

- イ 過度の練習が生徒の心身に過度の負担を与え、文化部活動等以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解すること。
- ウ 生徒の芸術文化などの能力向上や、生涯を通じて芸術文化などの活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- エ 生徒がバーンアウトすることなく、技能などの向上や大会等でそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性などを踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習の積極的な導入により休養を適切に取りつつ、効果的な指導を行うこと。
- オ 専門的知見を有する、教師や養護教諭などと連携・協力し、発達の個人差や、成長期における心と体の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動等の指導に関する手引きなどの活用

- ア 校長は、部活動等顧問に対し、関係団体などが作成した指導手引きなどを活用するよう指導し、部活動等顧問は、当該指導手引きを活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日などの設定

部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動等、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠などの生活時間においてバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、以下のとおりとする。

- ア 週あたり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- イ 週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- ウ 学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- エ 各種大会等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。
- オ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また生徒が十分な休養を取ることができるとともに部活動等以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休業期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

- ア 一日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 休業日の活動時間は、大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合、下記(4)のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスの取れた生活や部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。
- ウ 本校が所在する地域または、活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校における休養日などの設定

上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、部活動等顧問からの申出がある場合、校長が当該部活動等の活動計画及び活動実績などを確認し、下記(4)の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うと認められた場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。その際には、学校全体として、持続可能な部活動等の運営体制の構築を図る。

（４）原則の特例（及び高等学校段階における弾力的な休養日等の設定）

上記（１）及び（２）に掲げる原則（休養日～週２日以上（平日１日以上、週末１日以上）、活動時間～平日２時間程度、休業日３時間程度）の特例（大会等の日の前日から起算して１か月以内の期間の場合）及び上記（３）に掲げる高等学校段階における弾力的な休養日などの設定にあたっては、成長期にある生徒のバランスの取れた生活や、部活動等指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は次のとおりとする。

ア 休養日の上限

（ア）学期中は、平日に週１日（年間５２日）以上、週末または祝日に月１日（年間１２日）以上の休養を設けるほか、学校閉庁日（年間９日）を休業日とし、年間７３日以上を休養日とする。（週末または祝日に大会等参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。）

（イ）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の下限

（ア）１日の活動時間は、長くとも平日では３時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、４時間程度とし、１週間の活動時間は、長くとも１６時間程度とする。

（５）方針策定・運用にあたっての留意事項

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動等の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動等の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

４ 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）部活動・同好会、外局の設置、統廃合、合同チームなどの編成

校長は、生徒と部活動等顧問の負担が過度にならないよう適正な部活動等の数を考慮した上で、既存の部活動等の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上、大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・文化芸術などの活動に興味と関心をもつ同好の生徒が学級内とは異なる人間関係を形成するなど生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動等の設置について検討する。なお、部活動の設置や統廃合にあたっては、顧問会議を経て、生徒保護者の理解のもと長期的な見通しをもって行う。

（２）地域との連携

- ア 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化などの活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化教育施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用などによる、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化などの活動のため環境整備を進める。
- イ 校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動について、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないことなどに留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術などの活動に親しめる場所を確保できるよう、学校運営に支障がない範囲で関係規定に則り学校開放事業を行う。
- ウ 校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化などの活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

５ 学校単位で参加する大会などの見直し

校長は、本方針の「３ 適切な休養日などの設定」に示した休養日などが年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動等顧問の負担が過度とならないことなどを考慮して、学校の部活動等が参加する大会等の回数に上限の目安などを設定し参加する大会等

を精査する。

6 部活動等の充実に向けて

(1) 部活動等指導の充実を図る取組

校長は、部活動等の教育的な意義を踏まえ、効果的に部活動等指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動等の適切な実施及び充実に資するよう校内及び校外での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子生徒の指導にあたっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経症及び骨粗しょう症、貧血など）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動等顧問、担当者と生徒の信頼関係づくり

部活動等は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動等顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、部活動等顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

ア 指導の目的、技術などの向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の方法や内容であることなどを生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動等顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。

イ 部活動等顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導にあたって体罰などを行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような言動は行わないこと。

(4) 部活動等内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成などの集団づくり

部活動等においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能などが様々であることなどの特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は、部活動等顧問に対し、次のことを徹底する。また、部活動等顧問は、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

ア 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養などの望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配りなどにより、部活動等内における暴力行為やいじめなどの発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長及び部活動等顧問は、部活動参観として保護者に部活動等を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動等への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動等指導に取り組めるよう環境づくりに努める。このことにあたっては、部活動等が地域人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用などにより、学校と地域がともに子どもを育てるという視点が重要であることに十分に配慮して判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

校長及び部活動等顧問は、部活動等の活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

付則

本方針は、平成31年3月31日に策定し、同4月1日から施行する。

